

○国立大学法人埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する規則

〔平成16年4月1日
規則第115号〕

改正	平成17. 3. 28	17規則221	平成19. 5. 17	19規則56
	平成20. 3. 1	19規則97	平成21. 4. 1	21規則2
	平成22. 3. 29	22規則4	平成23. 3. 17	22規則80
	平成24. 12. 27	24規則56	平成25. 9. 26	25規則17
	平成26. 9. 25	26規則10	平成28. 12. 15	28規則15
	令和2. 3. 26	元規則56	令和3. 6. 24	3規則6
	令和6. 3. 28	5規則89	令和7. 3. 27	6規則54

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学教職員就業規則第38条の規定に基づき国立大学法人埼玉大学教職員（以下「教職員」という）の労働時間、休日及び休暇等に関する事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第2条 教職員の労働時間、休憩、休日及び休暇等に関しては、労働基準法（昭和22年法律第49条。以下「労基法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（始業及び終業の時刻等）

第3条 始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

- (1) 始業 午前8時30分
- (2) 終業 午後5時15分

2 子育て又は介護等の事由により、午後5時15分以前に業務を終了する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、申出により終業時刻を午後5時00分とすることができる。

3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する感染症の感染及び感染拡大を防止するため、自治体から時差出勤を行うことの要請がある場合であって、業務の正常な運営に支障がないと認められるときは、第1項の規定にかかわらず、申出により1日の労働時間が7時間45分を超えない範囲で始業及び終業の時刻を変更することができる。

4 業務上の必要がある場合には、第1項の規定にかかわらず、1日の労働時間が7時間45分を超えない範囲で始業及び終業の時刻を変更することができる。

（休憩時間）

第4条 労働時間の途中に、60分の休憩時間を置き、午後0時15分から午後1時15分までとする。ただし、前条第2項により午後5時00分の終業時刻を選択した場合の休憩時間は45分とし、午後0時15分から午後1時00分までとする。

2 教職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

（休憩時間の特例）

第5条 業務上の必要がある場合には、前条の規定にかかわらず、別に定めるところにより休憩時間の時間帯を変更することがある。

（出張の労働時間）

第6条 教職員が出張により、労働時間の全部又は一部について通常の就業場所以外で業務に従事した場合において労働時間を算定し難いときは、所定労働時間を勤務したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するために所定労働時間を超えて労働することが必要となる場合においては、当該業務の遂行に通常必要とされる時間労働したものとみなす。

（在宅勤務）

第6条の2 教職員は、業務の生産性、効率性の向上等のため、労働時間の全部又は一部について、本人の申出に基づき、通常の就業場所を離れて、当該教職員の自宅又はこれに準ずる場所において業務に従事（以下「在宅勤務」という。）することを命ずることがある。

2 在宅勤務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（時間外・休日労働）

第7条 業務上の必要がある場合には、労基法第36条の規定に基づき労使協定の定めるところにより、教職員に所定の労働時間以外の時間又は休日に労働を命ずることがある。

2 小学校就学の始期に達するまでの子（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第2条第1号に規定する子を含む。以下同じ。）の養育又は家族（育児・介護休業法第2条第4号に定める対象家族をいう。以下同じ。）の介護を行う教職員であって当該子を養育するために又は当該対象家族を介護するために申し出た者の所定の労働時間を超える労働については、前項の労使協定で別に定めるものとする。

（時間外労働における休憩時間）

第8条 前条第1項の規定により労働を命ずる場合に1日の労働時間が8時間を超えるときは、1時間（第4条第1項の休憩時間を含む。）の休憩時間を労働時間の途中に置くものとする。

（非常災害時の労働）

第9条 災害その他の避けることのできない事由によって必要がある場合には、その必要の限度において臨時に所定の労働時間を超えて、又は休日に労働を命ずることがある。

2 前項の労働を命じる場合には、労基法第33条第1項に定める必要な手続きを行うものとする。

(休日)

第10条 休日は、次の各号に定める日とする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「祝日法による休日」という。）

(4) 12月28日から翌年1月3日までの日（祝日法にいう休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）

2 前項第3号の規定にかかわらず、授業日数確保のため、祝日法による休日に勤務が必要となる場合は、当該休日を勤務日とし、それに係る日数については、原則として他の休日と合わせ、連続休日となりうる別の日を休日として指定する。

(休日の振替、代休)

第11条 前条に規定する休日に労働することを命じた場合の振替及び代休については、別に定める。

(宿日直)

第12条 教職員に対し、所定の労働時間以外の時間及び休日に、本来の業務に従事しないで施設設備等の保全、外部との連絡のための宿日直労働を命じることがある。

(労働しないことの承認)

第13条 教職員は、別に定めるところにより一定の時間につき労働しないことの承認を受けることができる。

(1ヶ月以内の変形労働時間制)

第14条 業務に季節的な繁閑がある事業場に勤務する教職員については、1ヶ月以内の一定期間を平均し1週間の労働時間が38時間45分を超えない範囲において、休日及び労働時間を別に割り振ることがある。

(1年単位の変形労働時間制)

第14条の2 業務に季節的な繁閑がある事業場に勤務する教職員については、1ヶ月を超え1年以内の一定期間を平均し1週間の労働時間が38時間45分を超えない範囲において、休日及び労働時間を別に割り振ることがある。

2 前項の教職員の範囲等必要な事項については、労基法第32条の4に定める労使協定による。

(裁量労働制)

第15条 業務の性質上必要が認められる教職員については、みなし労働時間によ

ることがある。

- 2 前項のみなし労働時間に必要な事項については、労基法第38条の3に定める労使協定の締結、又は労基法第38条の4に定める労使委員会の決議による。

(休暇の種類)

第16条 教職員の休暇は、年次休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

- 2 前項の休暇は有給とする。

(年次休暇)

第17条 年次休暇は、一の年（1月1日からその年の12月31日まで）ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において次の各号に掲げる日数とする。

(1) 次号に掲げる教職員以外の教職員 20日

(2) 当該年の中途において新たに教職員となった者（国家公務員等から引き続き教職員となった者を除く。） その年の在職期間に応じた別表の日数

- 2 前項に規定するもののほか、年次休暇の付与日数に関し必要な事項は、別に定める。

(年次休暇の時間単位での付与)

第17条の2 前条の年次休暇の日数のうち、労基法第39条第4項の規定に基づく労使協定の定めるところにより、時間単位の年次休暇を付与する。

(年次休暇の時季変更権)

第18条 年次休暇は、教職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、教職員の請求する時季に年次休暇を与えることが業務の正常な運営に支障が生ずると認めた場合には、他の時季に与えることがあるものとする。

- 2 年次休暇の一部について、労基法第39条第6項の規定に基づく労使協定の定めるところにより、年次休暇を与える時季に関する定めをした場合には、これにより年次休暇を与える。

(年次休暇の単位)

第19条 年次休暇の単位は、1日又は1時間とする。

(年次休暇の繰り越し)

第20条 年次休暇（この条の規定により繰り越されたものは除く。）は、一の年における年次休暇の20日を超えない範囲内の残日数・時間数を限度として当該年の翌年に繰り越すことができる。

(病気休暇)

第21条 病気休暇は、教職員が負傷又は疾病のために療養する必要がある、その労働しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、その期間は必要最小限の期間とする。

- 2 女性教職員から生理日における労働が著しく困難であるとして請求があった場

合には、病気休暇として取り扱う。

3 教職員が不妊治療を行うため入院又は通院する場合で、その労働しないことが相当であると認められる場合には、病気休暇として取り扱う。ただし、その期間は一の年において10日の範囲内の期間とする。

4 病気休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。

(特別休暇)

第22条 特別休暇は、選挙権の行使・結婚・出産・交通機関の事故その他の特別な事由により教職員から申出があった場合における休暇とする。

2 特別休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。

3 前項に規定するもののほか、特別休暇の単位に関し必要な事項は、別に定める。

(育児休業)

第23条 教職員のうち、満3才に達する日までの間にある子の養育を必要とする者は、申出により育児休業をすることができる。

2 育児休業の対象者、期間、手続等の必要事項については、別に定める「国立大学法人埼玉大学教職員育児・介護休業等規則」(以下「育児・介護休業等規則」という。)による。

(介護休業)

第24条 教職員の家族で傷病等のため介護を必要とする者がいる場合は、申出により介護休業をすることができる。

2 介護休業の対象者・期間・手続等の必要事項については、育児・介護休業等規則による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(育児休業に関する経過措置)

2 この規程の施行日の前日に現に国家公務員の育児休業等に関する法律の適用を受け育児休業を承認されている教職員はこの規程による適用を受けたものとみなす。

附 則 (平成17. 3. 28 17規則221)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19. 5. 17 19規則56)

この規程は、平成19年5月17日から施行する。

附 則 (平成20. 3. 1 19規則97)

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成21. 4. 1 21規則2）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22. 3.29 22規則4）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23. 3.17 22規則80）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24.12.27 24規則56）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 第10条第3号の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間、授業日数確保のため、祝日法による休日に勤務が必要となる場合は、当該休日を勤務日とし、それに係る日数については、原則として他の休日と合わせ、連続休日となりうる別の日を休日として指定する。

附 則（平成25. 9.26 25規則17）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 第10条第3号の規定にかかわらず、平成27年3月31日までの間、授業日数確保のため、祝日法による休日に勤務が必要となる場合は、当該休日を勤務日とし、それに係る日数については、原則として他の休日と合わせ、連続休日となりうる別の日を休日として指定する。

附 則（平成26. 9.25 26規則10）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28.12.15 28規則15）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和2. 3.26 元規則56）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3. 6.24 3規則6）

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和6. 3.28 5規則89）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7. 3.27 6規則54）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第 17 条第 1 項第 2 号関係）

在 職 期 間	日 数
1 月に達するまでの期間	2 日
1 月を超え 2 月に達するまでの期間	3 日
2 月を超え 3 月に達するまでの期間	5 日
3 月を超え 4 月に達するまでの期間	7 日
4 月を超え 5 月に達するまでの期間	8 日
5 月を超え 6 月に達するまでの期間	10 日
6 月を超え 7 月に達するまでの期間	12 日
7 月を超え 8 月に達するまでの期間	13 日
8 月を超え 9 月に達するまでの期間	15 日
9 月を超え 10 月に達するまでの期間	17 日
10 月を超え 11 月に達するまでの期間	18 日
11 月を超え 1 年未満の期間	20 日